

坂戸市福祉センター利用ガイドライン (新型コロナウイルス感染防止対策)

坂戸市福祉センターの再開にあたり、新型コロナウイルス感染防止を徹底するため、当面の間の対応として、坂戸市福祉センター利用ガイドラインを定めました。市民活動の場の安全を確保するため、福祉センターを利用する際は、次の事項を遵守してください。

I 密閉・密集・密接の三密を徹底して回避

- 1 施設収容定員の半分程度以内で利用すること。
- 2 人と人との間隔をできる限り2m空け（最低でも1m）利用すること。
- 3 おおむね30分以内ごとに施設の換気を実施するとともに、終了時に必ず換気を行うこと。

II 感染防止対策の徹底

- 1 来所前に検温を行い、発熱や風邪の症状がある場合は積極的に利用を取りやめること。また、検温を忘れた場合には、事務室に申し出て検温を受けること。
- 2 同居家族等に感染が疑われる方がいる場合などは利用を自粛すること。
- 3 高血圧、糖尿病等基礎疾患のある方は、感染による重症化リスクが高いことから、より慎重に対応し、利用を自粛することも選択のひとつとすること。
- 4 来所にあたっては、センター入口に設置の消毒液で手指消毒を行うこと。
- 5 施設利用後、センターが用意する消毒液で、机、イスを始めとした使用備品、ドアノブ、鍵、スイッチ類等の消毒を必ず行うこと。
- 6 マスクを着用するとともに、咳エチケットを遵守すること。
但し、運動を主とする活動等でマスクの着用が困難な場合は、十分な距離を空けて活動すること。また、マスクを着用して活動する場合は、呼吸困難、熱中症リスク等を考慮し運動量を下げるなどの工夫を行うこと。
- 7 館内での飲食は自粛すること。(水分補給は可)
- 8 給湯室は使用しないこと。
- 9 ロビー、ボランティアビューローでの談話等は極力自粛すること。
- 10 利用時間内に消毒を終了し、次の利用者(団体)との接触が回避できるよう配慮すること。
- 11 感染リスクが高いといわれる活動等を行う場合は、利用者間で協議の上創意工夫を行い、十分な感染防止対策を講じること。

(感染リスクが高いといわれる活動例:①飛沫感染や接触感染リスクを伴う活動②器具・道具類を共有して使用する活動)

Ⅲ その他の遵守事項

- 1 会議の実施にあたっては、会議の方法等の検討を行い、会議時間の短縮に努めること。
- 2 利用代表者は、感染症が確認された場合に追跡可能とするため、利用者全員の氏名、住所、連絡先を把握しておくこと。
また、感染症の発生等により保健所等公的機関から要請があった場合は、利用者の住所、連絡先を情報提供すること。
- 3 利用代表者は、利用ごとにセンター備え付けの利用者名簿(別紙様式)を提出すること。
個人で来所した場合は、自身の住所、連絡先を記載した利用票を提出すること。
- 4 ごみは必ず各自持ち帰ること。